

No	ISIC	事業の種類	投資条件	管理レベル		関係法律	担当部署
				中央	県		
農林業（01-03）							
1	011	一年生植物	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の土地を10ha以上使用する。 ・関係機関の規則を実施する 		✓	<ul style="list-style-type: none"> ・1998年10月10日付 農業法（No.01/98/NA） ・2003年10月21日付 土地法（No.04/NA） ・2012年12月18日付環境保全法（No.29/NA） ・関係法律 	農林省、その他
2	012	多年生植物	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の土地を10ha以上使用する。 ・関係機関の規則を実施する 		✓	<ul style="list-style-type: none"> ・1998年10月10日付 農業法（No.01/98/NA） ・2003年10月21日付 土地法（No.04/NA） ・2012年12月18日付環境保全法（No.29/NA） ・関係法律 	農林省、その他
3	0162	畜産支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・土地、資本、事務所、建設物、道具、器具、車両など適度に保有すること。 ・専門学校レベル以上のレベルの畜産もしくは実務経験を備えた証明書を有する獣医の知識を保有する技術者を有すること。 ・獣医事業では獣医連盟からの職業証明書を有すること。 ・関係セクターや地方政府からの合意を得ること。 ・畜産獣医事業を管轄する機関が定めるその他の必要な条件を満たすこと。 		✓	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年11月11日付畜産獣医法（No.01/98/NA） ・2003年10月21日付土地法（No.04/NA） ・2012年12月18日付環境保全法（No.29/NA） ・関係法律 	農林省、その他

No	ISIC	事業の種類	投資条件	管理レベル		関係法律	担当部署
				中央	県		
4	0210	植林及び植林事業 (ここでは工業植林(天然ゴムを除く)および植林に関連する事業。例えばエコツーリズム、荒廃林の回復、植物園、水生・野生動物・絶滅危惧種の保全、カーボンプレジット事業)	関係規則による		✓	<ul style="list-style-type: none"> ・2007年12月24日付森林法 (No.06/NA) ・2007年12月24日付水生陸生動物法 (No.07/NA) ・2013年10月21日付土地法 (No.04/NA) ・2012年12月18日付環境保全法 (No.29/NA) ・2016年9月9日付森林産物・木炭の管理輸出に関する告示 (No.1355/PMO) ・2010年5月14日工業植林、森林産物投資の可能性調査に関する森林局ガイドライン (No.1643/DOF) ・関係法律 	農林省、その他
5	0230	商業のための森林産物の栽培と採集(住民の利用のための管理林地)	関係規則による		✓	<ul style="list-style-type: none"> ・2007年12月24日付森林法 (No.06/NA) ・2013年10月21日付土地法 (No.04/NA) ・2012年12月18日付環境保全法 (No.29/NA) ・2016年9月9日付森林産物・木炭の管理輸出に関する告示 (No.1355/PMO) ・2010年5月14日工業植林、森林産物投資の可能性調査に関する森林局ガイドライン (No.1643/DOF) ・関係法律 	農林省、その他
鉱物採掘と加工 (05-09)							
6	0810	概査 探査	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の法人であること(会社格を有すること) ・1法人は200km²以内で1か所の概査が可能。 	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2017年11月3日付鉱物法 (No.31/NA) ・2012年12月18日付環境保全法 (No.29/NA) ・関係法律 	エネルギー鉱山省、その他
7	0990	鉱物支援サービス(ここでは探査・概査、加工、鉱物分析分野の鉱物コンサルタントを指す)	関係規則による	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2017年11月3日付 鉱物法 (No.31/NA) ・関係法律 	エネルギー鉱山省、その他
加工工業 (10-33)							
8	1920	自己精製した石油製品の生産	関係規則による	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2013年12月27日付 加工工業法 (No.48/NA) ・関係法律 	商工省、エネルギー鉱山省、その他

No	ISIC	事業の種類	投資条件	管理レベル		関係法律	担当部署
				中央	県		
9	2029	分類されていない化学製品の生産（ここでは非放射性レアアースの分離・精製）	関係規則による	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2016年11月10日付化学品管理法（No.07/NA） ・2013年12月27日付 加工工業法（No.48/NA） ・2012年12月18日付環境保全法（No.29/NA） ・関係法律 	エネルギー鉱山省、その他
10	2100	医薬品、薬品原料、生薬製品の生産	<ul style="list-style-type: none"> ・登録資本金10億キープ以上、 ・外資は49%以下 	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2011年12月21日付 薬品・医療品法（No.07/NA） ・2013年12月27日付 加工工業法（No.48/NA） ・2012年12月18日付環境保全法（No.29/NA） ・2013年3月20日付 医療器具管理に関する告示（No.310/MPH） ・関係法律 	保健省、その他
		動物用新薬の生産	関係規則による	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2016年11月11日付畜産獣医法（No.08/NA） ・2011年12月21日付 薬品・医療品法（No.07/NA） ・2013年12月27日付 加工工業法（No.48/NA） ・2012年12月18日付環境保全法（No.29/NA） ・関係法律 	農林省、その他
11	2394	セメント、石膏、その他の上塗り剤の生産	関係規則による	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2017年11月3日付鉱物法（No.31/NA） ・2013年12月27日付 加工工業法（No.48/NA） ・2012年12月18日付環境保全法（No.29/NA） ・関係法律 	エネルギー鉱山省、その他
		水道、排水、処理(36-39)					
12	3812	危険な廃棄物の収集	関係規則による	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2012年12月18日付環境保全法（No.29/NA） ・2015年2月11日付汚染物管理に関するガイドライン（No.0745/MNRE） ・2015年2月11日付毒性で危険な廃棄物管理に関するガイドライン（No.0744/MNRE） ・関係法律 	公共事業運輸省、その他

No	ISIC	事業の種類	投資条件	管理レベル		関係法律	担当部署
				中央	県		
13	3822	危険な廃棄物の処理と処分	関係規則による	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2012年12月18日付環境保全法（No.29/NA） ・2015年2月11日付汚染物管理に関するガイドライン（No.0745/MNRE） ・2015年2月11日付毒性で危険な廃棄物管理に関するガイドライン（No.0744/MNRE） ・関係法律 	商工省、エネルギー鉱山省、その他
14	3830	リサイクル(あらゆる種類の廃棄物の再生、例えば電子部品、家電、バッテリー、プラスチック、その他の廃棄物のリサイクル)	関係規則による	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・関係法律 	商工省、その他
商品輸送と倉庫（49-53）							
15	5110	空路による乗客輸送	関係規則による	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2018年6月26日付民間航空法（No.53/NA） ・2012年12月18日付環境保全法（No.29/NA） ・関係法律 	公共事業運輸省、その他
16	5120	空路による商品輸送	関係規則による	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2018年6月26日付民間航空法（No.53/NA） ・2012年12月18日付環境保全法（No.29/NA） ・関係法律 	公共事業運輸省、その他
17	5320	郵便・クーリエサービス	関係規則による	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2016年8月29日付郵便サービス事業の許可に関する合意（No.2555/MPTN） ・関係法律 	郵便通信ネットワーク省、その他
			A)国際間郵便・クーリエサービス				
18	-	航空会社の設立	関係規則による	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2018年6月26日付民間航空法（No.53/NA） ・関係法律 	公共事業運輸省、その他
レストラン、ホテル業（55-56）							
19	5510	4星以上のホテル、リゾート	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の金融機関からの証明のある財務能力があること ・登録資本金が総資本金の30%以上あること 	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2013年7月24日付観光法（No.32/NA） ・関係法律 	情報文化観光省、その他
情報、通信（58-63）							
20	5811	印刷出版所の設立	<ul style="list-style-type: none"> ・編集長はラオス国籍であること ・関係規則による 	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2008年12月9日付印刷出版法（No.225/NA） ・関係法律 	情報文化観光省、その他

No	ISIC	事業の種類	投資条件	管理レベル		関係法律	担当部署
				中央	県		
21	5813	メディアの設立、例えばラジオ局、テレビ局、新聞、雑誌	<ul style="list-style-type: none"> 国内投資家だけに許可される。 関係規則による 	✓		<ul style="list-style-type: none"> 2016年11月4日付 メディア法 (No.01/NA) 関係法律 	情報文化観光省、その他
金融保険（64-66）							
22	6419	金融・銀行サービス (ここでは A)商業銀行の設立)	<ul style="list-style-type: none"> 登録資本金は3000億キープ以上であること、 個人、法人で1つ以上の商業銀行が全株式の50%以上を保有すること。個人では一人当たり10%の株式を超えないこと。 	✓		<ul style="list-style-type: none"> 2006年12月26日付商業銀行法 (No.03/NA) 2016年1月15日付商業銀行と支店の設立に関する合意 (No.42/BOL) 関係法律 	中央銀行、その他
		B)外国の商業銀行の支店の設立	<ul style="list-style-type: none"> 資本金は1000億キープ以上であること。 関係規則による 	✓			
23	66111	株式市場サービス	<ul style="list-style-type: none"> 財務状況がよく、株式市場における経験がある法人もしくは組織であること。 証券市場管理委員会の定める資本金を有すること。 3年間の事業計画を有し、証券市場の組織構成を持つこと 			<ul style="list-style-type: none"> 2012年12月10日付証券法 (No.21/NA) 関係法律 	
24	651	保険	<ul style="list-style-type: none"> 登録資本金は160億キープ以上 登録資本金の1/3をラオスの商業銀行に担保として入金する必要がある。 関係規則による 	✓		<ul style="list-style-type: none"> 2011年12月21日付保険法 (No.06/NA) 2014年2月19日付保険法実施ガイドライン (No.539/MOF) 2016年3月21日付保険事業許可証発行に関するガイドライン (No.770/MOF) 2018年9月27日付保険事業管理と遂行に関する合意 (No.3058/MOF) 2018年9月27日付 保険会社とエイジェントの情報報告に関する合意 (No.3060/MOF) 関係法律 	財務省、その他

No	ISIC	事業の種類	投資条件	管理レベル		関係法律	担当部署
				中央	県		
25	-	宝くじ支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な資本を有し、宝くじ売買の事務所、機材を有すること。適切な車両や会計職員、ICT職員を有すること。 ・60歳以下のラオス人、ラオス国籍者で自ら事業を遂行する能力を有すること。 ・関係地方政府からの合意があること。 ・書類を満たすこと。3か月以内の政府病院からの健康証明書、履歴書、住所証明書、保証書、No.3無犯罪証明書、卒業証書（高校以上）、マーケティング・財務会計・ビジネス分野の職業証書、FS、事業計画書、3か月以上の銀行口座、企業登録証（あれば） ・財務省・国営企業が定める条件や基準 	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2013年12月26日付 企業法（No.46/NA） ・2013年12月24日付 労働法（No.43/NA） ・2015年12月15日付 税法（No.70/NA） ・2008年7月1日付 宝くじ事業管理に関する合意（No.70/PM） ・2009年6月17日付 宝くじ管理に関する命令（No.1332/MOF） ・関係法律 	財務所、その他
職業訓練、科学技術（69-75）							
26	6910	司法（ここでは法律会社の設立）	<ul style="list-style-type: none"> ・投資家は弁護士もしくは株主が弁護士であること。 ・登録資本金は1000万キープ以上 	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2016年11月9日付 弁護士法（No.06/NA） ・2007年9月18日付 法律コンサルタントの設立と活動に関する合意（No.178/MOJ） ・関係法律 	司法省、その他

No	ISIC	事業の種類	投資条件	管理レベル		関係法律	担当部署
				中央	県		
27	6920	会計、監査、税務コンサルタント ここでは A)会計	<ul style="list-style-type: none"> ・会計専門家であること ・会計・監査協会の会員であること ・公務員ではないこと、企業のオーナー、株主、職員でないこと。 ・金融、会計において詐欺やその他の罪で刑罰に処されていないこと ・専門学校レベル以上の会計、金融の専門職員を3名以上有すること。 	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2013年12月26日付会計法（No.47/NA） ・2014年7月22日独立会計監査法（No.51/NA） ・関係法律 	財務省、その他
		B)監査	<ul style="list-style-type: none"> ・会計専門家もしくは外国の会計監査企業であること。 ・会計・監査協会の会員であること ・公務員ではないこと、企業のオーナー、株主、職員でないこと。 ・金融、会計において詐欺やその他の罪で刑罰に処されていないこと ・専門学校レベル以上の会計、金融の専門職員を2名以上有すること。 ・2名以上の株主の場合には全株の3/5以上を会計専門家・専門学校卒以上の理事、職員が保有すること。 	✓			
28	7120	動物の病気の分析や動物製品の生産	<ul style="list-style-type: none"> ・関係規則による 		✓	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年11月11日付畜産獣医法（No.01/98/NA） ・2012年12月18日付環境保全法（No.29/NA） ・関係法律 	農林省、その他

No	ISIC	事業の種類	投資条件	管理レベル		関係法律	担当部署
				中央	県		
29	-	動物検疫サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・土地、資本、事務所、建築物、道具、器具、車両が適切に有すること。 ・畜産では専門学校以上のレベルの畜産の知識を有する専門職員や獣医を有し、実務経験の証明を有すること。獣医事業では、獣医協会からの証明を有する獣医もしくは獣看護師であること。 ・関係機関や地方政府の合意があること。 ・その他畜産獣医管理機関が定める必要条件を満たすこと。 		✓	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年11月11日付畜産獣医法（No.01/98/NA） ・2012年12月18日付環境保全法（No.29/NA） ・関係法律 	農林省、その他
支援サービス、管理（77-82）							
30	7810	職業斡旋活動 （ここでは、職業斡旋サービス事業のみを指す）	<ul style="list-style-type: none"> ・外国の個人もしくは法人はラオス人との合併であること。 ・国内への労働斡旋は登録資本金・回転資金は2億キープ以上とする。また保証金2000ドルとする。 ・外国への労働斡旋は、登録資本金、回転資金は20億キープ以上とし、保証金は2万ドルとする。 ・個人では25歳以上とする。 ・何らかの事業建研を必要とし、労働セクターの専門家を有すること。 	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2013年12月24日付労働法（No.43/NA） ・2010年1月12日付労働斡旋サービス会社の設立と管理に関する合意（No.043/MLSW） ・関係法律 	労働社会福祉省、その他
治安維持と監査（80）							
31	8010	警備会社	<ul style="list-style-type: none"> ・関係規則による 	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2013年12月19日付 国家治安維持事業法（No.40/NA） ・関係法律 	公安省、その他
教育（85）							

No	ISIC	事業の種類	投資条件	管理レベル		関係法律	担当部署
				中央	県		
32	8510	就学前教育	関係規則による A)外国投資の場合は中央に申請する。	✓		・2015年7月16日付 教育法 (No.62/NA) ・2016年2月26日付 就学前教育・小、中、高等教育の民間インターナショナル学校の管理に関する合意 (No.1052/MES) ・関係法律	教育スポーツ省、その他
			B)国内投資の場合は、地方に申請する		✓		
33	8521	小、中、高等教育	関係規則による A)外国投資の場合は中央に申請する。	✓		・2015年7月16日付 教育法 (No.62/NA) ・関係法律	教育スポーツ省、その他
			B)国内投資の場合は、地方に申請する		✓		
34	8522	技術職業訓練教育 (ここでは A)技術訓練センター	関係規則による	✓		・2013年12月24日付労働法 (No.43/NA) ・関係法律	労働社会福祉省、その他
		B)職業訓練、職業トレーニング	関係規則による A)外国投資の場合は中央に申請する。	✓			
		B)国内投資の場合は、地方に申請する		✓			
35	8530	高等教育	関係規則による	✓		・2015年7月16日付 教育法 (No.62/NA) ・2015年6月5日付 高等教育に関する首相令 (No.177/PM) ・関係法律	教育スポーツ省、その他
36	8541	スポーツ、エンターテインメント教育 (ここでは A)スポーツ運動	関係規則による A)外国投資の場合は中央に申請する。	✓		・2015年7月16日付 教育法 (No.62/NA) ・2012年7月6日付 スポーツ運動法 (No.15/NA) ・関係法律	教育スポーツ省、その他
			B)国内投資の場合は、地方に申請する		✓		
	B)運動教育	関係規則による A)外国投資の場合は中央に申請する。	✓				

No	ISIC	事業の種類	投資条件	管理レベル		関係法律	担当部署
				中央	県		
36	8542		B)国内投資の場合は、地方に申請する		✓		
		C)エンターテインメント教育	関係規則による A)外国投資の場合は中央に申請する。	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2015年7月16日付 教育法 (No.62/NA) ・2017年5月4日付 芸術演劇法 (No.16/NA) ・2015年1月14日付 芸術演劇に関する政府令 (No.09/GOV) 	教育スポーツ省、その他
			B)国内投資の場合は、地方に申請する		✓	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法律 	
37	8549	畜産・獣医職業訓練学校もしくは専門家養成センター	<ul style="list-style-type: none"> ・土地、資本、事務所、建築物、道具、器具、車両が適切に有すること。 ・畜産では専門学校以上のレベルの畜産の知識を有する専門職員や獣医を有し、実務経験の証明を有すること。獣医事業では、獣医協会からの証明を有する獣医もしくは獣看護師であること。 ・関係機関や地方政府の合意があること。 ・その他畜産獣医管理機関が定める必要条件を満たすこと。 		✓	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年11月11日付畜産獣医法 (No.01/98/NA) ・関係法律 	教育スポーツ省、農林省、その他
人の健康事業、社会事業 (86-88)							
38	8610	民間病院	<ul style="list-style-type: none"> ・20億キープ以上の登録資本金 ・関係機関が定めるその他の条件を満たすこと。 	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2014年12月24日付 治療法 (No.58/NA) ・2014年4月28日付 民間病院に関する政府令 (No.151/GOV) ・関係法律 	保健省、その他
39	8620	治療、歯科治療、およびその他の保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・専門病院であること ・関係機関が定めるその他の条件を満たすこと。 	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2014年12月24日付 治療法 (No.58/NA) ・2014年4月28日付 民間病院に関する政府令 (No.151/GOV) ・関係法律 	保健省、その他
芸術、エンターテインメント、リフレッシュ (90-93)							

No	ISIC	事業の種類	投資条件	管理レベル		関係法律	担当部署
				中央	県		
40	9000	発明、芸術、エンターテインメント活動 ここでは -ディスコテック ・ナイトクラブ ・パブ ・プールバー ・バー ・カラオケ	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の金融機関からの財務・資金証明を有すること。 ・最低登録資本金が全資本の30%以上とすること。 ・事業の調査、可能性調査を実施すること 		✓	<ul style="list-style-type: none"> ・2013年7月24日付 観光法 (No.32/NA) ・2017年10月2日付 エンターテインメントに関する政府令 (No.315/GOV) ・関係法律 	情報文化観光省、その他
		動物を使った演劇	<ul style="list-style-type: none"> ・土地、資本、事務所、建築物、道具、器具、車両が適切に有すること。 ・畜産では専門学校以上のレベルの畜産の知識を有する専門職員や獣医を有し、実務経験の証明を有すること。獣医事業では、獣医協会からの証明を有する獣医もしくは獣看護師であること。 ・関係機関や地方政府の合意があること。 ・その他畜産獣医管理機関が定める必要条件を満たすこと。 	✓	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年11月11日付畜産獣医法 (No.01/98/NA) ・関係法律 	農林省、その他	
41	9103	動物園、動物研究所、自然保護活動	関係法律に従う	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2016年11月11日付畜産獣医法 (No.01/98/NA) ・2012年12月18日付 環境保全法 (No.29/NA) ・関係法律 	農林省、その他
42	9200	宝くじ、賭博事業 A)あらゆる賭博ゲーム B)クイズ C)賭博マシーン	関係法律に従う	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2013年10月22日付 あらゆるゲームの許可と管理に関する情報文化観光省大臣合意 (No.664/MICT) ・関係法律 	情報文化観光省、財務省、その他

No	ISIC	事業の種類	投資条件	管理レベル		関係法律	担当部署
				中央	県		
43	9321	遊園地	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の金融機関からの財務・資金証明を有すること。 ・最低登録資本金が全資本の30%以上とすること。 ・事業の調査、可能性調査を実施すること A)外国投資であれば、中央からの認可を得ること	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2013年7月24日付 観光法 (No.32/NA) ・2012年12月18日付 環境保全法 (No.29/NA) ・関係法律 	情報文化観光省、その他
			B)国内投資の場合は、地方に申請すること		✓		
44	-	総合観光開発	関係規則による A)外国投資の場合は中央に申請する。	✓		<ul style="list-style-type: none"> ・2013年7月24日付 観光法 (No.32/NA) ・2012年12月18日付 環境保全法 (No.29/NA) ・2003年10月21日付 土地法 (No.04/NA) ・関係法律 	情報文化観光省、その他
			B)国内投資の場合は、地方に申請する		✓		